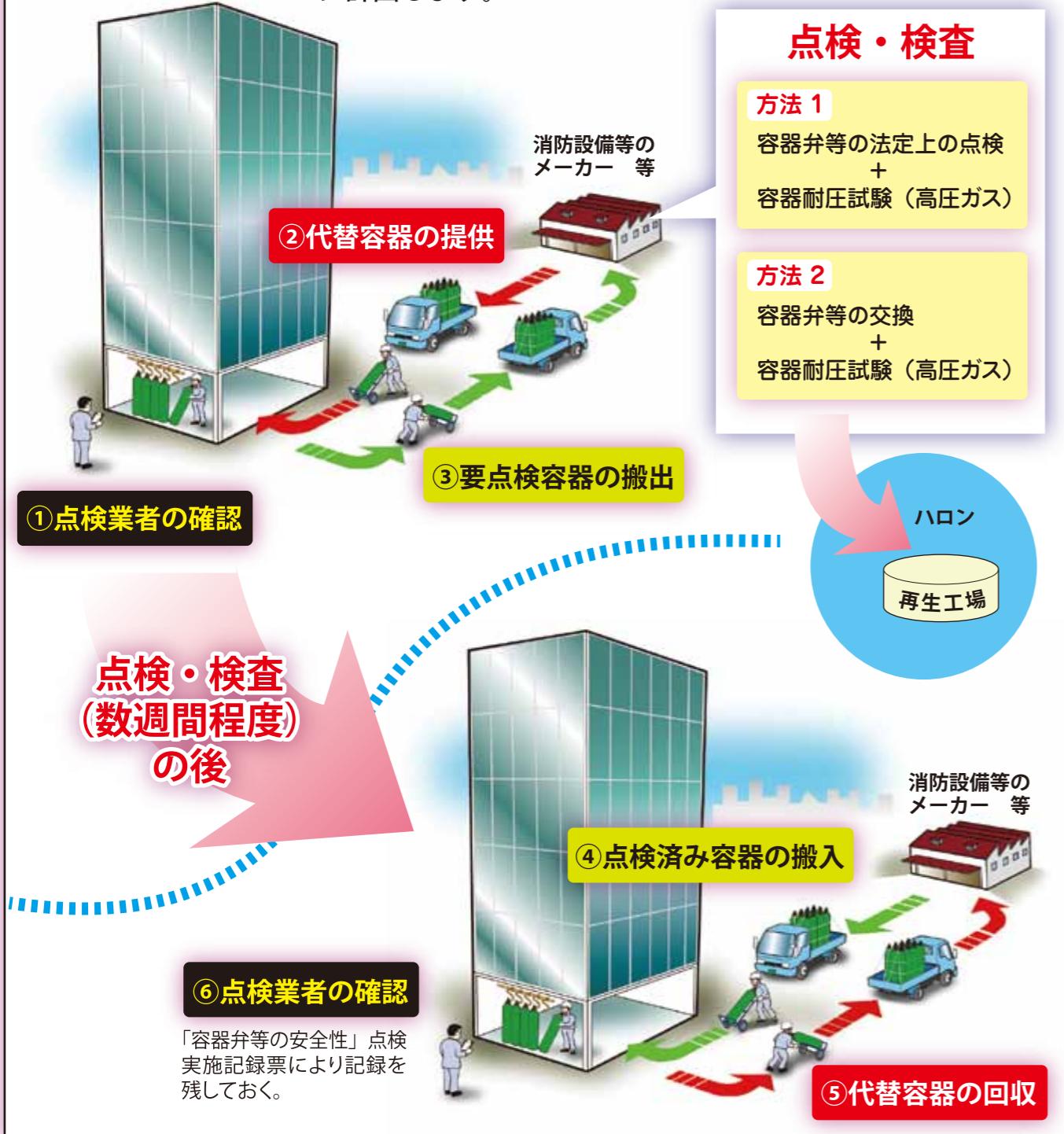


## 「容器弁等の安全性」点検の流れ（ガス容器の動き）

### 建物の管理者

期間内に全数の「容器弁等の安全性」点検を実施できるよう  
に計画します。



これらの貯蔵容器等に関しては、一般社団法人日本消防装置工業会（Tel: 03-5404-2181）に加盟している消防設備メーカー等が取り扱っています。

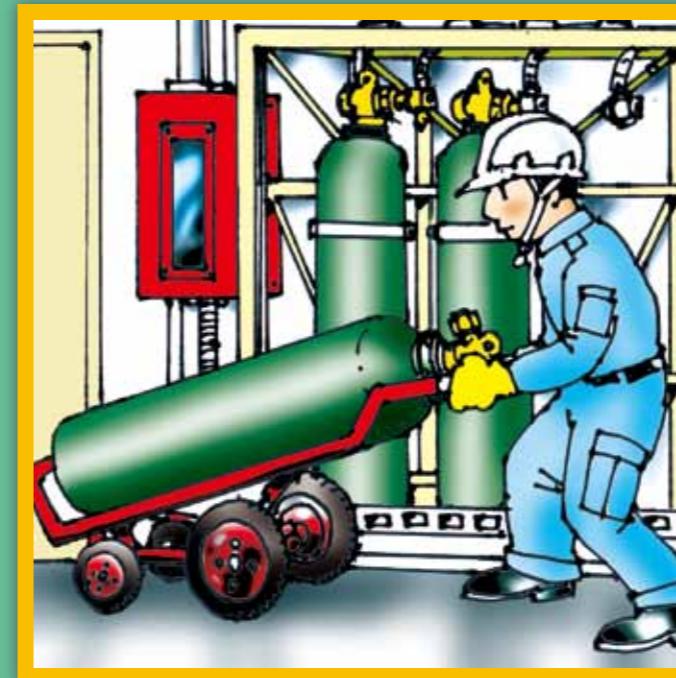
一般財団法人  
**日本消防設備安全センター**

東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館内  
TEL: 03-3501-7910  
URL: <http://www.fesc.or.jp/>

## ガス系消火設備の消火剤貯蔵容器等



**点検基準  
が**



ガス系消火設備は、消防用設備等の点検時にガス容器に取り付けられている容器弁等の外形の点検をしています。

今回の点検基準の改正により「容器弁等の安全性」の機器点検が義務化されました。

一般財団法人  
**日本消防設備安全センター**

# 容器弁等について・構成部品の劣化による危険性



ガス系消火設備の貯蔵等に用いられる高圧ガス貯蔵容器には、消火剤を放出させる容器弁が設けられています。

この容器弁等には、放出用の封板と共に内部の圧力が異常に上昇したときにガスを抜いて圧力を低下させる安全装置が設けられています。

容器弁や安全装置を構成する封板やパッキン等の部品は、長期間の使用から腐食や劣化により品質が低下し、高圧ガスの噴出事故を発生させる恐れがあります。



## 劣化事故の事例

事例 1：雑居ビルの駐車場で、36年経過の消火設備の容器弁の封板が破れ、二酸化炭素ガスが放出。

事例 2：工場の電気室で、25年経過の消火設備の容器弁の封板が腐食破損し、ガスが放出。

事例 3：駐車場で、35年経過の消火設備の貯蔵容器 2 本のガスが放出。

## 改正内容と経過

点検期限（二酸化炭素では設置後25年、ハロゲン化物等では設置後30年）までの容器弁、点検実施後当該年数を経過した容器弁、及び容器弁の封板等に損傷、腐食、または漏れのある容器弁は、「容器弁等の安全性」に係る点検を実施することになりました（移動式も含む）。

対象となる消防用設備等	対象となる容器
● 不活性ガス消火設備 ・二酸化炭素・窒素・IG-55・IG-541	・消火剤貯蔵容器
● ハロゲン化物消火設備 ・ハロン1301・ハロン1211・ハロン2402 ・HFC-23・HFC-227ea・FK-5-1-12	・起動用ガス容器
● 粉末消火設備	・加圧用ガス容器
● パッケージ型消火設備	
● パッケージ型自動消火設備	

この点検基準は、平成25年11月26日消防庁告示第19号により「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」の一部が改正されたことによります。なお、点検報告は消防法第17条の3の3に定められており、未報告や虚偽報告は法令違反となります。

## 改正された点検票の一部

点検項目	点検結果			措置内容
	種別・容量等の内容	判定	不良内容	
機器点検				
消防栓・消火器・消火栓・消防ポンプ等の機器				
消防栓・消火器・消火栓・消防ポンプ等の機器	外観の状況			
消防栓・消火器・消火栓・消防ポンプ等の機器	表示・標識			
消防栓・消火器・消火栓・消防ポンプ等の機器	容器弁	外観の状況		
消防栓・消火器・消火栓・消防ポンプ等の機器	容器弁	安全性		
消防栓・消火器・消火栓・消防ポンプ等の機器	容器弁	外観の状況		
消防栓・消火器・消火栓・消防ポンプ等の機器	容器弁	安全性		
消防栓・消火器・消火栓・消防ポンプ等の機器	電気式			

左図の赤字で記載された部分が、告示により新たに追加された項目で、消防用設備等の点検業者さんにより点検することとなります。

## 「容器弁等の安全性」点検の既存設備の経過措置

### ■ 二酸化炭素を消火剤として用いるもの

	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
1977年(昭52)3/31以前に設置		2016年3/31までに点検終了			
1977年(昭52)4/1~1993年(平5)3/31の期間に設置			2018年3/31までに点検終了		
1993年(平5)4/1以降に設置			設置後25年を経過する日までに実施		

### ■ ハロゲン化物等（上記以外のもの）を消火剤として用いるもの

	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
1988年(昭63)3/31以前に設置		2018年3/31までに点検終了			
1988年(昭63)4/1以降に設置			設置後30年を経過する日までに実施		

## 点検時の留意事項

点検は、点検期間内に実施しますが、設置本数が多い施設では、設置後15年を目安に製造年の古いものから順次点検を始め、期間内に全数の点検が完了するようにしてください。

### 「容器弁等の安全性」点検の確認ラベル

	「容器弁等の安全性」点検が終了しているものには、左のラベルが貼付されています。黄色は「新品に交換」、朱色は「再点検済み」のラベルです。
 容器弁に、会社名(社名ロゴ)、製造年、充填ガス種別等が刻印されています。 容器弁の点検期限は、「製造年」ではなく「消防用設備等の設置された年月」が基準日となります。 詳しくは各メーカーにお尋ねください。	容器弁に、会社名(社名ロゴ)、製造年、充填ガス種別等が刻印されています。 容器弁の点検期限は、「製造年」ではなく「消防用設備等の設置された年月」が基準日となります。 詳しくは各メーカーにお尋ねください。